

【 検 査 】

２５２ 慢性肝炎疑いに対するヒアルロン酸の算定について

《令和６年７月３１日》
《令和８年６月１日更新》

○ 取扱い

慢性肝炎疑いに対するD007「45」ヒアルロン酸の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

ヒアルロン酸は、肝細胞の炎症後に起こる線維化に伴い合成が亢進し分解が障害され血中濃度が上昇することにより、肝臓の線維化を反映するマーカーとされている。また、厚生労働省通知[※]において、「本検査は慢性肝炎の患者に対して、慢性肝炎の経過観察及び肝生検の適応の確認を行う場合に算定できる。」と示されている。

慢性肝炎を疑う状態では、肝の線維化が進んでいる可能性は低く、本検査の有用性も低い。

以上のことから、慢性肝炎疑いに対する当該検査の算定は、原則として認められないと判断した。

(※) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について